

作成上の注意（全般について）

1 判定期間

令和8年3月1日～令和8年8月31日

2 提出期日

令和8年9月15日（火）当日消印有効

3 提出先

〒276-8501

八千代市大和田新田312-5

八千代市役所健康福祉部長寿支援課 給付・指導班

特定事業所集中減算担当者 宛

※ 郵送等による提出で差し支えありません。

封筒には朱書きで＜特定事業所集中減算書類在中＞と記載してください。

※ 締切後に提出された場合、文書による結果通知ができない場合があります。

4 記入にあたっての注意

- ① 介護予防サービスの計画数は含めないでください。
- ② 「判定期間における居宅サービス計画の総数」は、各月の利用者の人数（給付管理の件数）としてください。
- ③ 「当該サービスを位置付けた計画数」は、各月の利用者のうち当該サービスを利用している人数としてください。
- ④ 月遅れ請求分については、請求月ではなく、実際にサービス提供した月に件数を足してください。
- ⑤ 「当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数」は、各サービスを利用している人のうち、紹介率最高法人の事業所でサービスを利用している人数としてください。
- ⑥ 「紹介率最高法人の件数」は法人単位で集計してください（事業所単位ではない）。
- ⑦ 利用者が複数の居宅サービス事業所を利用している場合などの件数の数え方は以下のとおりです。（例は、訪問介護ですが他の介護サービスも同様です）

例ア）二つの訪問介護事業所を運営している甲法人の、事業所 A 及び事業所 B に利用者 1 名を計画している場合、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は 1 件です。

例イ）訪問介護事業所を運営している甲法人の、事業所 A と事業所 B にそれぞれ利用者を 1 名ずつ計画している場合、利用者が 2 名なので訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は 2 件です。

例ウ) 別法人が運営する二つの訪問介護事業所に利用者 1 名を計画している場合、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は 1 件です。

例エ) 利用者 1 名が甲法人の運営する事業所 A、及び乙法人の運営する事業所 C に計画され、別の利用者 1 名が事業所 C に計画されている場合、乙法人が紹介率最高法人となり、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は 2 件です。

⑧「居宅サービス計画の総数」 $\geq$ 「各サービスを位置付けた計画数」 $\geq$ 「紹介率最高法人の居宅サービス計画数」となっているか必ず確認してください。

5 通所介護等について

通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）については、

- ・それぞれ個別に計算する方法
- ・双方を合算して計算する方法

のいずれかで計算してください。ただし、双方を合算する場合には、算定表の「サービス名称」の欄に「通所介護等」と記載してください。

6 算定表について

- ・別紙「特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準」4（2）に該当するなど、割合について再計算が必要な場合には、表の余白部分に「再計算書あり」と記載したうえで、集計表及び再計算書等を添付してください。

7 休廃止及び新規指定事業所について

- ・判定期間内に廃止した事業所については判定対象になりません。
- ・判定期間内に休止及び新規の指定を受けた事業所については、判定期間内に 1 月でも給付実績がある場合は判定の対象となります。

作成上の注意（正当な理由について）

「特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準」（以下、「判断基準」という。）に基づき判断します。算定表に記入する正当理由の番号等については、別紙「判断基準」を参照してください。

記入にあたっては、該当する番号等を省略することなく記載してください。

（記載例：4（2）ア①など）

なお、「正当な理由」に応じて、算定表のほかに下記の書類を添付してください。

指定された書類が添付されていない場合には、正当な理由として認めない場合があります。

提出する書類については必要最小限のものとなっていますが、上記「判断基準」で求められている各要件のうち、今回提出対象外となっている資料についても、後日運営指導・監査等で提示を求める場合があります。

複数の正当理由に該当する場合には、それぞれ理由に応じて書類をご用意願います。

「判断基準」 1

「判断基準」1について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）

1 「千葉県介護サービス情報公表システム」等における、サービスごとの事業者一覧を打ち出し印刷したもの。

→これにより、通常の事業実施地域において、5事業所未満であること、又は所在する市町村や旧市町村の区域に1事業所であることを示してください。

「判断基準」 2

「判断基準」2について

特に添付資料はありません。ただし、件数の根拠等を事業所において整理しておいてください（運営指導等において提示を求める場合があります）。

「判断基準」 3

「判断基準」3について

特に添付資料はありません。ただし、件数の根拠等を事業所において整理しておいてください（運営指導等において提示を求める場合があります）。

「判断基準」 4

「判断基準」4（1）①について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）

1 ISO認証を証明する文書の写し。

※ただし、当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要です。（登録証に当該サービス事業所が評価の対象となっている旨の記載がなければ、それがわかる書類の写しが必

要です。)

「判断基準」4(1)②について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- 1 福祉サービス第三者評価項目の評価結果部分(有効期限内のものに限る)の写し。
※ただし、当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要です。

「判断基準」4(2)ア①について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- 1 通院等乗降介助サービス計画を算定から除外する件数の集計表(別添1-1)
- 2 上記居宅サービス計画を除いた再計算書(別添2)

「判断基準」4(2)ア②について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- 1 夜間、早朝又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表
(別添1-1)
- 2 上記居宅サービス計画を除いた再計算書(別添2)

「判断基準」4(2)ア③について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- 1 要介護度4以上かつ認知症(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM)である者を対象とした計画を算定から除外する件数の集計表(別添1-1)
- 2 要介護度4以上かつ認知症(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM)である者を対象とした計画を除いた再計算書(別添2)

※なお、今回の提出は不要ですが、要介護度4以上かつ認知症(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM)である者を確認できる資料を、後日個別に求める場合があります。

「判断基準」4(2)イについて(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- 1 時間延長又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表
(別添1-1)
- 2 上記居宅サービス計画を除いた再計算書(別添2)

「判断基準」4(2)ウ①について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- 1 当該サービス事業所におけるサービスの質が高いことが記載された理由書(別添3・・・
ただし、「利用者の解決すべき課題等」欄及び「当該事業所に期待する効果等」欄については記載不要です。)
- 2 上記理由書を提出した利用者にかかる「地域ケア会議等意見・助言を受けた計画に係る概要書」(別添4)
- 3 上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表(別添1-2)
- 4 上記居宅サービス計画を除いた再計算書(別添2)

※なお、今回の提出は不要ですが、地域ケア会議等で意見・助言を受けた際の議事録等詳細について、後日個別に求める場合があります。

「判断基準」4(2)ウ②について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- 1 支援が困難であるとの理由により、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けたこと

がわかる概要書（別添５）

ただし、平成１２年３月３１日以前からの利用者については、上記に換わるのものとして当時のケアプランの写し

２ 上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－２）

３ 上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

※なお、今回の提出は不要ですが、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けた際の経緯の詳細等を、後日個別に聴取する場合があります。